

住居確保給付金のご案内

令和6年4月
神戸市

概要

くらし支援窓口を利用する方のうち、離職等により経済的に困窮し、[住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象](#)として、[3ヶ月間を限度](#)に家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

収入要件として、「世帯全体の収入合計額≤収入基準額〔※3〕」を満たすことが必要です。

給付額は、「基準額〔※1〕+実際の家賃額-世帯全体の収入合計額」で算定され、世帯人数により上限額〔※2〕が設定されています。

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
〔※1〕 基準額	8.4万円	13.0万円	17.2万円	21.4万円	25.5万円	29.7万円
〔※2〕 給付上限額	4.0万円	4.8万円	5.2万円	5.2万円	5.2万円	5.6万円
〔※3〕 収入基準額	12.4万円	17.8万円	22.4万円	26.6万円	30.7万円	35.3万円
資産要件	50.4万円	78.0万円	100万円	100万円	100万円	100万円

※生活保護の
住宅扶助基準額

※ 住居確保給付金は、[神戸市より入居住宅の貸主等に直接振り込まれます。](#)

- ・求職活動状況等が良好な場合は、3ヶ月間を限度に支給期間を2回延長できます(最長9ヶ月間)。
延長申請時にも、収入や資産に関する審査を行います。
- ・なお、就労に伴い得られた収入が収入基準額〔※3〕を超過した場合は、支給が中止されます。

支給の一例

(事例1) 単身世帯で、実際の家賃額 6.0万円、世帯収入 10万円の場合

①対象者要件の判定

収入基準額は、8.4万円(基準額)+4.0万円(給付上限額)=12.4万円

→世帯収入が10万円で、収入基準額12.4万円以下ため、支給対象。

②支給額の算定

8.4万円(基準額)+6.0万円(実際の家賃額)-10万円(世帯収入)=4.4万円

→ただし、給付上限額より、支給額は4.0万円となる。



(事例2) 2人世帯で、実際の家賃額 5.0万円、世帯収入 16万円の場合

①対象者要件の判定

収入基準額は、13万円(基準額)+4.8万円(給付上限額)=17.8万円

→世帯収入が16万円で、収入基準額17.8万円以下ため、支給対象。

②支給額の算定

13万円(基準額)+5.0万円(実際の家賃額)-16万円(世帯収入)=2.0万円

→一部支給で2万円となる。



対象者

次の①～⑪のいずれにも該当する方。

- ①イ) 離職等の日から2年以内の方。(但し、当該期間に、疾病、負傷、育児その他神戸市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、当該事情により求職活動を行うことが困難であった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする) 又は、
 - ロ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある方。
- ② 離職等前に、主たる生計維持者であった方
- ③ 誠実かつ熱心に求職活動等を行う方
- ④ 離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が上記基準額〔※1〕に家賃〔※2〕の金額を上限) を合算した額(収入基準額〔※3〕)以下であること

NEW! (令和5年4月から)

児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等は、収入算定から除外されるようになりました。

- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が上記の基準額〔※1〕×6倍(ただし100万円を超えないものとする)以下であること
- ⑦ 住宅を喪失した離職者等に対する類似の給付を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていなこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、暴力団員でないこと
- ⑨ 過去に本給付の支給を受けていないこと

NEW! (令和5年4月から)

前回の住居確保給付金の受給期間中又は受給期間の終了後に、常用就職(期間の定めのない労働契約または期間の定めが6ヶ月以上の労働契約による就職)または給与や自営業の収入の増加により、収入基準額〔※3〕以上の収入を得ていたが、

- ①本人の責に帰すべき理由なく、新たに解雇、事業主の都合による離職、廃業した場合、または
- ②本人の責に帰すべき理由なく、給与や自営業の収入が減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある場合であり、かつ、前回の住居確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して1年が経過している場合は、再支給が可能な場合もありますので、くらし支援窓口にご相談ください。

- ⑩ 申請日時点で生活保護を受給していないこと
 - ⑪ 神戸市ひとり親世帯家賃補助を受給していないこと(住居確保給付金との併給はできません、どちらかを選択していただきます)
- ※ 支給期間中は、誠実かつ熱心に、求職活動等を行っていただきます。なお、住居確保給付金を受給するためには、求職活動等の報告を行うことが要件となります。(求職活動等要件に関する詳細は、「求職活動等要件」欄をご参照ください)

添付書類

手続きにあたって、下記の書類を確認します。この他の書類を確認する場合もありますので、詳細はくらし支援窓口でご相談ください。

- ①本人確認書類 住民票、個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証、旅券等
- ②離職等関係書類 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し、又は就業等による収入が減少し離職又は廃業と同程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- ③収入関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入が確認できる書類
- ④金融資産関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑤賃貸借契約書（住居がある場合のみ）

求職活動等要件

次の（1）または（2）に掲げる求職活動等を行うこと。

（1）公共職業安定所（ハローワーク）等での求職活動を行う者

次のA~Cのすべての活動が必要です。

（※1）区役所にはハローワークの常設窓口『ワークサポート』が設置されているため、区役所で職業相談も受けることが可能です。
※北神区役所、北須磨支所は巡回相談です。

- A 月4回以上、くらし支援窓口の相談支援員の面接等の支援を受けること
- B 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること（※1）
- C 原則週1回以上、求人先への応募を行う又は求人先の面接を受けること

（2）自営業の方で、経営相談先（※2）への事前相談の結果、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれると認められる者

次のA~Cのすべての活動が必要です。

（※2）経営相談先とは、兵庫県よろず支援拠点、神戸商工会議所に設置されている公的な経営相談窓口のことです。

- A 月4回以上、くらし支援窓口の相談支援員の面接等の支援を受けること
- B 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること
- C 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと

※ただし、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた場合は、速やかにくらし支援窓口に報告した上、原則、（1）による公共職業安定所等での求職活動を行うことが必要になります。

※ただし、再延長期間（7～9ヶ月目）は、すべての者が、（1）による公共職業安定所等での求職活動を行うことが必要になります。

受給の流れ

受給をご希望される方は、区役所・支所内の**くらし支援窓口**で制度や手続きの流れについて説明を受けてください。その後、関係書類を添えて申請を行ってください。郵送申請も可能ですが、まずはくらし支援窓口に電話でご相談ください。また、申請された場合は、相談支援員が面談を行い、その面談の結果に基づき、就職等に向けた支援を行います。

※住居を喪失している方については、住居を確保していただいた上で住居確保給付金の支給となりますが、まずはくらし支援窓口にて手続きの説明を受けてください。

各区・支所のくらし支援窓口

東灘区役所	東灘区住吉東町 5-2-1	078-841-4131
灘区役所	灘区桜口町 4-2-1	078-843-7001
中央区役所	中央区東町 115 番地	078-335-7511
兵庫区役所	兵庫区荒田町 1-21-1	078-511-2111
北区役所	北区鈴蘭台北町 1-9-1	078-593-1111
北神区役所	北区藤原台中町 1-2-1 (北神中央ビル 2 階)	078-981-5377
長田区役所	長田区北町 3-4-3	078-579-2311
須磨区役所	須磨区大黒町 4-1-1	078-731-4341
北須磨支所	須磨区中落合 2-2-5 (名谷センタービル 5 階)	078-793-1806
垂水区役所	垂水区日向 1-5-1	078-708-5151
西区役所	西区糸台 5-4-1	078-940-9501